
白井市社会教育関係団体 届出のしおり

白井市教育委員会 生涯学習課

目次

- P 1 . . . 1 社会教育関係団体とは？
 - (1) 社会教育関係団体とは？
 - (2) 社会教育に関する事業とは？
- P 3 . . . 2 社会教育関係団体の認定を受けるには？
 - (1) 社会教育関係団体の認定されるために必要な要件
 - (2) 認定期間中について
 - (3) 認定の取り消しについて
- P 6 . . . 3 申請から認定までの流れ
 - (1) 認定までの流れ
 - (2) 申請方法
- P 8 . . . 4 社会教育関係団体の認定に関するQ&A
- P 1 1 . . . 5 社会教育関係団体の認定後
- P 1 2 . . . 6 参考

1 社会教育関係団体とは？

市では、市内の社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行う公益性のある団体に対して、「白井市社会教育関係団体」として認定しています。

(1) 社会教育関係団体とは？

社会教育関係団体とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、その活動を地域文化、スポーツの向上、生活文化の振興、さらには社会福祉に増進などにつなげる自主的な運営をする団体で、市教育委員会に申請し登録された団体のことです。

<参考>

社会教育法 第10条 社会教育関係団体の定義

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(2) 社会教育に関する事業とは？

社会教育に関する事業とは、技術の習得や教養の向上や、生活の充実、地域を良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動を指します。

また、その活動を、定期的に計画して実施し、継続的に地域社会に還元する活動、すなわち、人々の生活をより良くするために学びを提供する活動を行うことが、社会教育関係団体の重要な役割となります。

このことから、社会教育関係団体は、団体の会員同士で行われるものだけでなく、会員以外も対象に広く公開されて実施している活動を行うことが必要です。

(生涯学習とは？)

生涯学習は、人々が生まれてから生涯を通じて行われるあらゆる学びのことを指します。具体的には以下のような活動が含まれます。

(例)

- ①学校教育：幼稚園から大学、専門学校までの教育活動
- ②家庭教育：家庭での学びや教育支援
- ③社会教育：地域や社会で提供される様々な教育活動
- ④文化活動：美術、音楽、舞台芸術などの文化体験
- ⑤スポーツ活動：スポーツを通じた健康増進やスキル向上
- ⑥レクレーション活動：趣味や娯楽を通じた学び
- ⑦ボランティア活動：社会貢献や地域支援のための活動

この他にも、職場で開催された研修なども含まれます。

2 社会教育関係団体の認定を受けるには？

社会教育関係団体の認定を受けれる団体は、以下の要件を全て備えており、社会教育事業が行える公益性があり、自主的に活動している団体です。

(1) 社会教育関係団体の認定されるために必要な要件

認定を受けるために必要な要件は以下のとおりです。

- ①社会教育活動を行う意思を表明し、自立的組織として確立していること
- ②団体としての規約、会則等があること
- ③団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること
- ④代表者が白井市内に在住していること
- ⑤団体の構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること
- ⑥団体の主たる活動の場が市内であること
- ⑦未成年者が3分の2以上を占める団体にあつては、複数の成人の育成者又は指導者がいること
- ⑧広く一般に入会の機会を設けている開かれた団体であること
- ⑨事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること
- ⑩団体が設立されてから1年以上が経過していること
- ⑪学習、文化、スポーツ等の活動を行う者が自主的に設立した団体であつて、次の行為をしないもの
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動
 - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反する等の宗教活動
 - オ 企業、学校その他の法人の課外活動
 - カ その他公序良俗に反する行為

(公益性とは？)

一般的には「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」を指します。市としては、公益性の判断に当たっては積極的に不特定多数の市民等に利益を及ぼすことを基本として原則判断をします。

しかし、直接的に広く市民全体に利益が及ぶものだけでなく、人材育成などが間接的に市民全体に利益が及ぶ場合は、公益性が高いと判断します。

また、不特定多数とは、必ずしも対象の人数が多いことを要件とするのではなく、人数自体は少なくとも公益性が高いと判断できる内容もあるため、個別の内容に応じて総合的に判断します。

(自主的な運営とは？)

学習・文化・スポーツ・まちづくり等様々な知識や経験を持った人たちが自主的に団体を立ち上げ、活動の目的、内容、方法、役割分担、予算、会費などを会員同士で話し合いながら活動を進めていくことです。

(社会教育関係団体として認められない場合の例)

次のようなケースは社会教育関係団体として認められません。

①営利目的及び講師中心の教室等

- ・団体から他の団体等に講師を営利目的で派遣し、指導している場合
- ・講師が運営主体となり、講師中心で塾のような運営をしている場合

②会員のみの親睦又は交流のみが目的とみられる場合

- ・旅行や茶話会などが主な活動となっている場合
- ・作品等の作成が主な活動となっている場合
- ・一般市民に還元されず、練習するだけが主な活動となっている場合

③その他

- ・主な目的がイベントを開催するための活動であるもの
- ・公的団体に関係し又は属しているもの
- ・継続性が保障されない団体
- ・特定の個人に依存する形で、民主的な組織となっていない団体

(2) 認定期間中について

①認定期間：認定を受けた年の6月1日から3年間

②利用料の減免

社会教育関係団体に認定されると、認定期間中は公民館やコミュニティセンターの利用料が減免されます。(まちサポを除く)

③情報公開について

市の社会教育を推進するために、団体名や活動内容等を市ホームページに公開します。

(3) 認定の取り消しについて

認定後に以下のようなケースが発覚した場合は、認定を取り消すことがあります。

①認定要件を欠いてしまった場合

(例)

- ・社会教育活動を実施することができなかった。
- ・認定期間中に会員が退会し、会員数が5名に満たなくなった。

②提出書類と活動の実態が合っていない場合

(例)

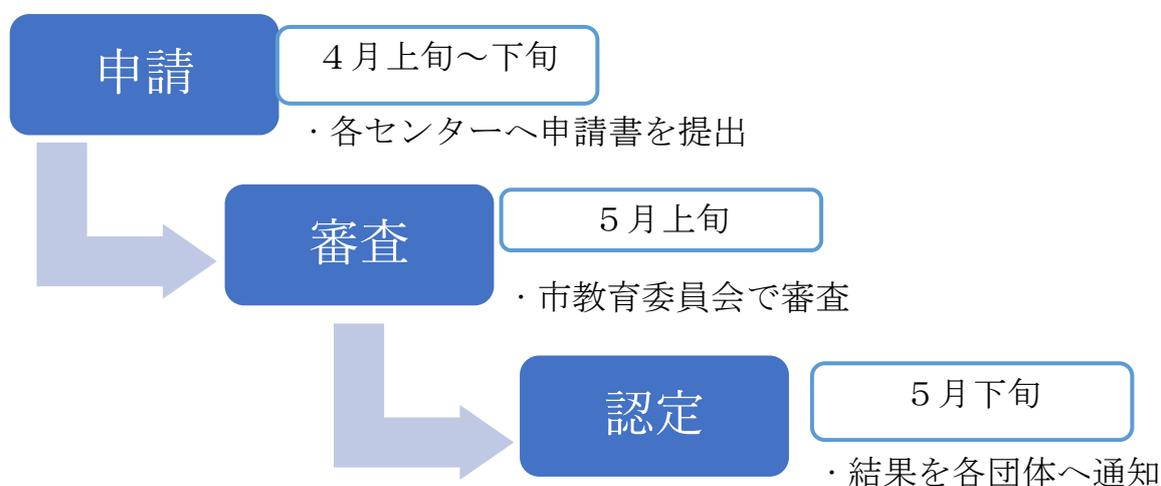
- ・社会教育活動事業以外の活動が半数を占めているため、一部の事業内容を記載していない。
- ・会員名簿では5人以上でも、実際の参加人数が5人未満でかつ市内の会員が半数を満たさない状況が長く続いている状況である

3 申請から認定までの流れ

申請から認定までの流れと、申請方法等については以下のとおりです。なお、申請は通年で受け付けておらず申請期間を設定しておりますので、ご注意ください。

(1) 認定までの流れ

申請書の提出後、センターで活動の実態を確認し、実態と申請内容を生涯学習課で審査後、白井市生涯学習推進委員の意見を伺い、市教育委員会が社会教育関係団体として認定します。



(2) 申請方法

申請書類を作成の上、主に利用しているセンターに申請してください。

① 申請書類の一覧

- ア 社会教育関係団体認定申請書 (P 1 4)
- イ 会則、規約等
- ウ 事業報告書及び決算報告書
- エ 予算書及び事業計画書
- オ 役員及び会員の名簿
- カ その他教育委員会が必要と認める書類
 - ・ 白井市社会教育関係団体認定申請における団体調査票
 - ・ 社会教育関係団体チェックシート
 - ・ 団体紹介シート

※イ～オは団体独自のものでも可能です。内容は必ず団体で総会にて承認を得ているものを記入または添付してください。

※様式のデータは市のホームページからダウンロードできます。

②申請期日：4月1日～4月25日

(施設の休館日に注意！)

提出の期日は施設の休館日により異なります。提出期日を過ぎた場合、申請書類の受付は一切できません。

③申請場所（全施設年末年始及び祝日は休館日）

施設名	住所（白井市）	電話（047局）	休館日
西白井複合センター	清水口 1-2-1	492-1011	月曜日
白井駅前センター	堀込 1-2-2	497-1151	
桜台センター	桜台 2-14	491-7111	
学習等供用施設 (通称：富士センター)	富士 239-2	491-7111	
青少年女性センター (福祉センター内)	清戸 766-1	492-2022	日曜日
公民センター	中 98-17	492-5266	
白井コミュニティセンター	復 1458-1	491-1505	火曜日
西白井コミュニティプラザ	西白井 2-16-1	497-5771	

※しろい市民まちづくりサポートセンターでは受付できません。

※主に利用しているセンターが無い場合は、市役所へ申請してください。

(社会教育関係団体の認定は更新されません！)

社会教育関係団体の認定期間終了後は自動で更新されません。継続して認定を希望する団体は新たに申請が必要となります。

4 社会教育関係団体の認定に関するQ & A

社会教育関係団体の認定に関するQ & Aになります。申請時に必ずご確認ください。なお、不明な点は生涯学習課までお問い合わせください。

Q. 社会教育に関する事業をしていればどんな団体でも登録できますか？

A. いいえ。要件を満たしていなければ登録できません。

Q. 「講師が主体」とはどんなことですか？

A. 普段の活動に講師(先生やコーチなど)がいないと活動できない、または普段の活動の進め方や学習内容を講師だけで決めているなど、団体としての自主性や主体性がない場合です。

なお、普段の活動とは別に専門知識を得ることや、レベルアップをはかる目的、または学習方法の相談等で講師を招くことは構いません。

Q. 合唱団体において、ピアノ演奏者や指揮者などがいる場合は「講師に依存した」とみなされますか？

A. いいえ。カラオケサークルがリズムや音程を変えることができる機器を学習の補助として使うのと同様に、団体自らが行う学習活動で、それを補助するために必要な「学習補助者」を迎えての活動の場合は「講師が主体の活動」とはなりません。

Q. 会費の額に上限はありますか？

A. いいえ。活動に見合った額を団体で話し合い、決めてください。ただし、講師から言われた額が会費になっている場合は、講師主体となるため認定からは除外されます。

Q. 入会金がある場合は認定されませんか？

A. いいえ。入会金が設定されていても認定を受けることは可能です。ただし、営利目的に該当するかを判断するため必要に応じて聞き取りを行います。

Q. 個人情報保護のため、名簿を作っていません。名簿が無くても登録できますか？

A. いいえ。名簿は人数や市内、在勤・在学者、市外の割合などの登録要件を確認するために必要です。また、市からの緊急連絡で代表者や事務担当者が不通の場合、他の構成員への連絡のために名簿を使用することがあります。なお、提出された名簿は白井市個人情報保護条例によって保護されます。

Q. 会費を集めていないので、予算書や決算書を作っていません。予算書や決算書が無くても登録できますか？

A. いいえ。収入や支出が一切ない団体でも、その旨が確認できる予算書や決算書が必要です。(施設使用料や教材費、事務費用の支出などは何によって賄われているのか確認を行います。)

Q. 代表者が会計を兼ねてもいいのですか？

A. はい。会則等で定められている場合は兼ねても構いません。

Q. 会員であればだれでも手続きができますか？

A. はい。会員の方でしたらどなたでも手続き可能です。ただし、窓口で団体内容などを確認しますので、団体の実情を把握している方が望ましいです。

Q. NPO法人は無条件に登録できますか？

A. いいえ。法人格は登録の要件ではありません。団体の活動内容や構成員など、要件を満たしていなければ登録できません。

Q. 未成年者や市外在住者が代表者でもいいのですか？

A. いいえ。代表者は市内在住の成人の方のみです。

Q. 認定を受けないと社会教育団体の活動はできないのですか？

A. いいえ。この申請は社会教育団体の活動を許認可する制度ではありません。

Q. 認定を受けないと公民館等の施設が使えないのですか？

A. いいえ。社会教育関係団体の認定の有無とは関係なくご利用いただけます。詳しくは各施設に直接お問合せください。

Q. 認定されると優先的に施設が使えますか？

A. いいえ。施設の優先利用について優遇はされません。

Q. 登録後、会員の入会や退会があるたびに変更の手続きが必要ですか？

A. いいえ。認定後に提出していただく年1回の報告書等にて確認します。
ただし、半数以上の入れ替えがあった場合は、会員の構成等を確認させていただくため、名簿の提出をお願いします。
また、代表者や会則等、講師が変更になった場合はすみやかに変更の手続きをお願いします。

Q. 認定期間終了後、社会教育関係団体の認定申請をしなかった場合、どうなりますか？

A. 認定期間が終了しますので、自動的に認定が消滅します。

Q. 登録の有効期限内に認定要件が満たされなくなった場合、どうなりますか？

A. 取消の対象となります。団体活動について教育委員会からの助言等が必要な場合はご相談ください。

Q. しろい市民まちづくりサポートセンターに登録していますが、社会教育関係団体の認定はどうなりますか？

A. しろい市民まちづくりサポートセンターに登録されていても、社会教育関係団体に自動的に認定はされませんので、申請が必要です。

Q. 社会教育関係団体に認定されなかった場合、しろい市民まちづくりサポートセンターに登録もできませんか？

A. しろい市民まちづくりサポートセンターへの登録には、社会教育関係団体の認定とは別に要件がありますので、その要件で内容を審査して登録を行います。

5 社会教育関係団体の認定後

社会教育関係団体に認定された団体は、毎年報告書類の提出が必要です。

(1) 報告書類の提出

提出書類を作成の上、以下のとおりご提出ください。

①提出書類

- ・事業報告書 事業計画書
- ・予算書 事業決算書
- ・役員及び会員の名簿

②提出期日：毎年5月31日まで

(例) 令和8年度認定の場合⇒令和8年、令和9年、令和10年のそれぞれの5月31日まで

③提出場所：市教育委員会 生涯学習課

※センターでは受付できません。

④提出方法

- ・郵 送：〒270-1492 白井市復 1123 白井市役所生涯学習課宛に提出
※郵送料に係る経費は自己負担となります。
- ・持 参：市役所東庁舎3階 生涯学習課窓口にて提出
- ・メール：syougai-gakusyuu@city.shiroi.chiba.jp に提出

(報告書の提出し忘れに注意！)

報告書類等の内容が認定の要件に満たない場合は、認定を取り消すことがあります。また、報告書の提出が無い場合は、要件を満たしているのが確認できないため、取り消す場合があります。

(2) 登録の内容の変更方法

登録内容（代表者、事務局連絡先、講師の変更、規則等）の変更や、団体の解散等をした場合は、以下のとおり変更申請をしてください。

① 登録内容を変更する場合

提出書類：社会教育関係団体変更届出書（P 16）

② 団体を解散等した場合

提出書類：白井市社会教育関係団体解散届出書（P 17）

③提出方法：市役所東庁舎3階生涯学習課窓口にて提出

(変更届の提出し忘れに注意！)

登録内容を変更したにも関わらず、変更の届け出が無い場合は、認定を取り消します。

6 参考

(参考) 白井市社会教育関係団体の認定に関する規程
(趣旨)

第1条 この訓令は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）
第10条に規定する社会教育関係団体（以下「社会教育関係団体」という。）とし
ての認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は、社会教育に関する事
業を継続的かつ計画的に行う公益性のある団体であつて、次の要件を全て備えるも
のとする。

- (1) 社会教育活動を行う意思を表明し、自立的組織として確立していること。
- (2) 団体としての規約、会則等があること。
- (3) 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。
- (4) 代表者が白井市内に在住していること。
- (5) 団体の構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤
又は在学していること。
- (6) 団体の主たる活動の場が市内であること。
- (7) 未成年者が3分の2以上を占める団体にあつては、複数の成人の育成者又は指
導者がいること。
- (8) 広く一般に入会の機会を設けている開かれた団体であること。
- (9) 事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること。
- (10) 団体が設立されてから1年以上が経過していること。
- (11) 学習、文化、スポーツ等の活動を行う者が自主的に設立した団体であつて、次
の行為をしないもの
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動
 - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対する
等の宗教活動
 - オ 企業、学校その他の法人の課外活動
 - カ その他公序良俗に反する行為

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体として認定を受けようとする当該団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会則、規約等
- (2) 事業報告書及び決算報告書
- (3) 予算書及び事業計画書
- (4) 役員及び会員の名簿
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年4月1日から同月25日までに行わなければならない。

(認定の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、第2条に規定する認定の基準に適合するか否かを確認及び審査し、白井市生涯学習推進委員会の意見を聴いた上で、認定の可否を決定をするものとする。

(認定の通知等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による認定の可否の決定について、社会教育関係団体認定(不認定)通知書(別記第2号様式)により当該団体の代表者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条の規定により認定の決定をした団体(以下「認定団体」という。)について団体名、活動内容、会員数、会費、問い合わせ先、その他必要事項を市のホームページ等により公表するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定団体の認定の有効期間は、毎年6月1日から同日の属する年の3年後の年の5月31日までとする。

(変更又は解散の場合の届出)

第7条 認定団体の代表者は、認定期間内に団体の規約等を変更し、又は団体を解散したときは、速やかに白井市社会教育関係団体変更届出書(別記第3号様式)又は白井市社会教育関係団体解散届出書(別記第4号様式)を教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第8条 教育委員会は、第2条に定める要件を欠いたとき、又は前条の規定による変更又は解散の届出を怠ったときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、社会教育関係団体認定取消通知書(別記第5号様式)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

3 教育委員会は、認定の取消しがあったときは、白井市生涯学習推進委員会に報告するものとする。

(報告)

第9条 認定団体は、次に掲げる書類を毎年5月31日までに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書及び決算報告書
- (2) 予算書及び事業計画書
- (3) 役員及び会員の名簿

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
(白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の廃止)
- 2 白井市社会教育関係団体の認定に関する規程(昭和57年教育委員会訓令第1号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行の際現にこの訓令による廃止前の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第4条の規定により認定を受けた団体は、当該認定の期間の満了する日までの間は、この訓令第4条の規定により認定を受けた団体とみなす。

別 記

第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

社会教育関係団体認定申請書

年 月 日

(宛先)

白井市教育委員会

団体名：

申請者：住所

氏名

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第 3 条第 1 項の規定により社会教育関係団体として認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 会則、規約等
- 2 事業報告書及び決算報告書
- 3 予算書及び事業計画書
- 4 役員及び会員の名簿
- 5 その他教育委員会が必要と認める書類

第2号様式（第5条第1項関係）

社会教育関係団体認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

白井市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり社会教育関係団体として（認定する・認定しない）ことを決定しましたので通知します。

記

団体名	
認定番号	
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで
認定しない理由	
備考	

第3号様式（第7条関係）

社会教育関係団体変更届出書

年 月 日

(宛先)

白井市教育委員会

団 体 名：
認定番号：
代 表 者：住 所
氏 名
連絡先

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項		新	旧
代表者	住所		
	氏名		
	電話		
規約・会則 (団体名・会費等)			
講師・指導者 (氏名・連絡先等)			
変更年月日		年 月 日付	

- 1 「変更事項」の欄は変更のある事項のみ記入をしてください。
- 2 規約・会則の変更は、変更後の規約・会則を提出してください。
- 3 関係書類がある場合は添付してください。

第4号様式（第8条第2項関係）

白井市社会教育関係団体解散届出書

年 月 日

(宛先)

白井市教育委員会

団体名：

代表者：住 所

氏 名

連絡先

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

団体名	
認定番号	
代表者名	
解散日	
解散の理由	

第5号様式（第7条関係）

社会教育関係団体認定取消通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

白井市教育委員会 印

年 月 日付け、第 号をもって社会教育関係団体として
認定したことについて、下記のとおり認定を取り消す。

記

- 1 取り消し年月日 年 月 日
- 2 取り消し理由

【問い合わせ先】

白井市教育委員会 生涯学習課

電話：047-401-8942